

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 住 所<br>(法人の場合は主たる<br>事務所の所在地) | 埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号  |
| 名 称                           | クリーンシステム株式会社   |
| 氏 名<br>(法人の場合は代表者<br>の氏名)     | 代表取締役 社長 田口 幸隆   |
| 取 扱 廃 棄 物 の 種 類               | 事業系一般廃棄物全般、家庭系一般廃棄物のうち特定家庭用機器<br>廃棄物、引越廃棄物、一時多量廃棄物、特別管理一般廃棄物、医<br>療廃棄物、市が処理困難と認める一般廃棄物   |
| 収 集 ・ 運 搬 ・ 処 分 の 別           | 収集運搬   |
| 営 業 区 域                       | 富士見市全域   |
| 許 可 の 有 効 期 限                 | 平成32年5月31日   |
| 許 可 の 条 件                     | <p>1 業務の遂行にあたっては、市の処理計画に従い環境衛生上支<br/>障を生じないよう常に留意し、必要な処置を講ずること。</p> <p>2 廃棄物処理法施行規則及び富士見市廃棄物の減量、再生利用<br/>及び適正処理に関する条例、富士見市廃棄物の減量、再生利用<br/>及び適正処理に関する規則、その他関係法令を遵守すること。<br/>なお、上記に違反したと認められたときは当許可を取り消す<br/>ものとする。</p> <p>3 運搬先・処分先</p> <p>① 株式会社アイル・クリーンテック (寄居町)</p> <p>② オリックス資源循環株式会社 (寄居町)</p> <p>※①は、食品循環資源 (食り法) に限る。</p> <p>※②は、年未年始期間の可燃ごみに限る。</p> |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定に基づき、上記のとおり許可する。

平成30年5月23日

富士見市長 星野光弘

